

## 社会福祉法人豊徳会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊徳会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。ただし、上限を一千万円とする。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととする。ただし、法人業務を行う場合に費用を弁償する。

### (改廃)

第3条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### (補則)

第4条 この規定の実施に関し、実際の支給額等必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。